

**海外安全対策情報**  
(2018年4月～6月分)

在フィリピン日本国大使館

1 治安情勢

(1) フィリピンにおいては、引き続き強盗・窃盗事件や銃器を使った殺人事件が多発している。5月中旬実施されたバランガイ選挙では、その運動期間中に元下院議員が射殺される等、選挙絡みの暴力沙汰で死者・負傷者が多数出ている。フィリピンにおいては銃規制の緩さから、些細なもめ事でも生死にかかわる事態に発展する危険性があることを十分認識し、特に夜間は歓楽街や人通りの少ない裏通りの一人歩きを避ける、万一被害に遭った際は生命・身体を守ることを第一に考えて無理な抵抗はしない、口論や争いを避け他人の恨みを買わないよう言動に注意するなど、慎重に行動する必要がある。

(2) マニラ首都圏においては、邦人観光客が睡眠薬強盗や窃盗・スリ被害に遭う事案が跡を絶たない。睡眠薬強盗や窃盗の被害を防止するためには、親切そうな人について行ったり、よく知らない人を自分の部屋に招いたりといったことをしないことが重要である。犯人は老若男女いずれの場合もある。また、スリ対策としては、日本人は狙われる対象となりやすいことを自覚して、自身の持ち物から注意をそらさないことが必要である。また、常に金品を分散しておくことも有効である。更に邦人や外国人がよく利用する飲食店内での窃盗、置き引きやスリが発生していることから、飲食店を決める際、出入口に警備員が配置されている飲食店を選ぶことも防犯の一助となる。

2 一般犯罪・凶悪犯罪の傾向

(1) フィリピン国家警察が発表した犯罪統計によれば、2018年4月から6月までの犯罪種別の内訳は以下のとおり。

殺人 2, 228件 (うち殺人1, 723件, 傷害致死・過失致死505件)  
傷害・殺人未遂 5, 292件  
強姦 1, 643件  
強盗 2, 650件  
窃盗 5, 803件  
自動車盗・オートバイ盗 1, 148件

(2) 邦人被害事案

(ア) 4月及び5月、首都圏の観光地やショッピングモール等日本人が多く訪れる場所で声をかけられ、誘われるまま飲食を共にした結果、意識を失い、気がつくとホテルや路上に一人で放置され、金品が奪われるといった、いわゆる「睡眠薬強盗」が複数発生。

(イ) 5月、首都圏マカティ市の滞在先のホテルでフィリピン人女性からマッサー

ジのサービスを受けた翌日、交際相手になってほしいと言われ、現金を強要されたいわゆる「美人局（つつもたせ）」事案が発生。

(ウ) 5月、商談のため短期滞在中だった日本人男性2名が、首都圏ケソン市内で車両で移動中、現地人風の男から突然停止を求められ、拳銃を突きつけられた。警察官を名乗るその男は、日本人2名を強制的に降車させた後、上空に向けて発砲し、荷物を載せたまま運転手とともに車両で立ち去った。(荷物には1億円を超える現金、旅券などが含まれており、強盗事件として被害届が提出された。)

(エ) 4月～6月、首都圏マニラ市エルミタ地区やマラテ地区、マカティ市、タギック市、パサイ市等の飲食店や路上等で置き引きやスリ被害が多発。犯行はグループによるものが多く、その手口は、①レストラン等で被害者が目を離した隙に鞆や金品等を盗むもの、②現金を落としたり振り回したり、仲間が話しかけたりして被害者の気を引いている間に鞆や金品等を盗むもの、③路上で集団に囲まれ、事態に窮する間に金品が盗まれるもの、④食材店等の狭い通路を前後から塞がれ、逃げられない状況で金品が盗まれるものなど、多様化している。

### (3) 邦人以外の被害事案

5月、首都圏カロオカン市で韓国人観光客男性が銃撃を受け死亡した。財布には現金、クレジットカードが残されており、警察当局による捜査が続いている。

## 3 テロ・爆弾事件発生状況

ミンダナオ地域全域への戒厳令は継続中。イスラム系過激派組織に対する掃討作戦も続行されており、特にミンダナオ地域では、依然としてイスラム系武装組織に対する治安当局による掃討作戦で双方に死傷者が生じるなど、流動的な治安情勢が続いている。

また、フィリピン全土で活動しているフィリピン共産党の軍事部門であるNPAについては、NPAからの多数の投降者を政府が宣伝する一方、フィリピン共産党側は政府の宣伝を虚偽と指摘するなど引き続き対立状況が続いている。和平交渉の行方は不透明であり、NPAと当局の衝突は、未だにフィリピン各地で発生している。

## 4 誘拐・脅迫事件発生状況

特になし。

## 5 日本企業の安全に関する諸問題

当地においては、一般的に企業及び個人に対する恐喝、脅迫、誘拐等が少なくなると、日系企業(社員)や関連企業(現地法人)に対する脅迫事件も時折報告されることがあり、進出日系企業関係者は、企業自体及び社員の安全に関し常時注意を要する。特に、NPAは、マニラ首都圏やセブ首都圏などの都市部を除き、地方に展

開する民間企業に対して、環境破壊、住民搾取等の名目で「革命税」を要求し、企業側が応じない場合には、企業への脅迫、恐喝等の行為や襲撃（主に農園等の各種機材破壊）等を繰り返していることから、現地採用職員の動向も含め、日頃から情報収集を行うなど十分な注意が必要である。また、首都圏から遠隔地に所在する日系企業では、アブ・サヤフ・グループ等イスラム系反政府武装勢力の動向には細心の注意を要する。

## 6 その他

（１）１月から３月にかけて、ルソン島南東部マヨン山の噴火により、フィリピン当局が警報レベルをレベル４（危険な噴火が差し迫った状態）としていたが、３月にはレベル３に引き下げ、５月以降レベル２となっている。フィリピンは火山、台風、地震等の自然災害の可能性もあることから、報道やメディアを通じて気候・自然の動向にも留意する必要がある。

（２）２０１７年７月施行の大統領令により、所定の喫煙場所以外での喫煙が全国で禁止されたことから、所定の喫煙場所以外で喫煙した場合、罰金刑の対象となること、また、喫煙により警察官を語る人物から不当に罰金を要求されることになり得ることに留意する必要がある。

（３）フィリピンでは、女性や子供に対する暴力は刑事事件の対象となることから、自身の家族や友人である女性への暴力や、たとえばレストランで騒いでいる子供への叱咤も罪に問われる可能性があることに留意する必要がある。

以上